

平成22年 第5回 新上五島町行財政改革推進委員会

日時 平成22年11月29日(月) 13:00～15:30

場所 消防本部 3階会議室

1.出席者

新上五島町行財政改革推進委員

出口会長、田村会長代理、柴田委員、原節子委員、原豊満委員、松村委員、森下委員、山口委員、吉川委員、吉山委員

2.次第

- (1) 前回議事概要の確認
- (2) 前回配布資料に関する再質疑
- (3) 事前送付資料(財政運営適正化計画等)の説明
- (4) 質疑及び意見交換
- ～ 休憩 ～
- (5) 意見交換
- (6) 次回の開催について

3.主な内容

【事務局】

ただ今から平成22年度第5回新上五島町行財政改革推進委員会を開催いたします。本日、荒木・今村・田中・道津・吉村様が都合により欠席されております。

ここからの進行は議長をお願いいたします。

【議長】

前回配付された資料について、あらためて質問がありましたら事務局に説明を求めたいと思いますが、何かありませんでしょうか。遠慮なくどうぞ。

～ 質疑なし～

【議長】

それでは、事前送付資料について説明をお願いします。

【事務局】

財政運営適正化計画(案)について説明させていただきます。

この財政運営適正化計画は、本来、行財政改革大綱ができてから、行財政改革実施計画とともに、その内容に沿って作成するものでありますが、委員の皆様にご説明する日程の都合上、大綱の作成準備と同時進行で作成しているところであります。ですから、この計画は、本町財政の現状と委員会におけるこれまでの議論を踏まえて作成した、あくまでも現段階での計画案であり、今後策定される大綱に沿って内容の調整を行うものでありますので、ご理解くださるようお願いいたします。

それでは、内容の説明をさせていただきます。

2ページをご覧ください。まず、「長期財政見通し」であります。これは、第2回の委員会において説明した内容をまとめたものであります。平成32年度までの10年間の財政見通しを示して、地方交付税に係る合併算定替期間終了を見据えた柔軟かつ安定的な、長期的視点からの財政運営の必要性を記載しております。

4ページをご覧ください。「財政運営における基本姿勢」として4項目を掲げております。

1点目は、「経済の変動や地域社会の変化に対応し、新たな行政需要にも柔軟に対応できる、弾力性のある持続可能な財政構造の確立を目指す」としてあります。2点目は、「財政調整基金を取り崩さなくても収支が均衡する財政体質を確立するため、歳入規模に見合った歳出構造への転換を図る」としてあります。3点目は、「人口減少や高齢化社会に対応するため、財政面での過度な負担を残すことがないように、事業実施にあたっては、その必要性についても十分精査していく」としてあります。4点目は、「財政健全化法で定められた指標が基準を超えることがないように、計画的な財政運営を行うとともに、類似団体との比較においても適正な水準となるよう努める」としてあります。

次のページをご覧ください。財政運営適正化計画策定の基本方針として「基金の取崩しに依存しない財政運営」、「町債借入の制限」、「繰上償還の実施」及び「健全化判断基準内の財政運営」の4項目を掲げております。

6ページをご覧ください。まず、「基金の取崩しに依存しない財政運営」として、1点目に定員管理の適正化を実施して「職員数の削減」を行うこと、2点目に職員数が減少する中で住民サービスを維持するために「事務事業・業務の見直し」を行うこと、3点目に施設の有効活用と適正配置を目指し、内部管理経費の削減を図るために「公共施設の見直し」を行うこと、4点目に行政コストの削減を図るために「シーリング設定による物件費の削減」を行うことを記載しております。

次の「町債借入の制限」については、交付税の総額不足分を補うための措置である臨時財政対策債を除く町債の「借入上限の設定」、及び町債借入を抑えるために「普通建設事業の抑制」を記載しております。「繰上償還の実施」については、普通交付税の合併算定替終了後の実質公債費比率の上昇を抑え、将来の公債費負担を減らすために計画的な繰上償還を行うことを記載しております。4番目の「健全化判断基準内の財政運営」については、財政健全化指標が早期健全化基準を超えないよう、また、適正な水準となるよう財政運営を行うことを記載しております。

11ページの【資料1】は、先にお示した「長期財政見通し収支計画」の改善前の表であります。表の右側には、算定根拠（試算条件）を記載しております。現在の財政運営を行った場合、平成32年度には、減債基金は枯渇し、財政調整基金も大幅に減少して、翌年度以降の財政運営が困難になることを示しています。

12ページの【資料2】は、この財政運営適正化計画により改善を行った場合の「長期財政収支見通し計画」であります。それでも、平成31年度からは、基金の取崩しが必要となりますが、翌年度以降の財政運営は、しばらく赤字になることはありません。なお、経済情勢及び地域の状況の変化に対応するために、少なくとも5年後には、再度この計画の見直しを行うことを前提としております。

それでは資料1・2について具体的に説明させていただきます。資料1と資料2を見比べながらご覧ください。

歳入ですが、少し改善している部分は「分担金・負担金」で、児童ディサービス事業分が入ってきたことなどによって、1200万円ほどの数値の移動がっております。「使用料・

手数料」についても300万円ほどの調整をしております。

大きく変わっているのが「国庫支出金」「県支出金」「町債」です。理由といたしましては、改善前の資料1では平成21年度の決算額をそのまま示していたことと、特に大きな投資的経費について平成21年度に策定した振興計画を反映して作成しております。財源や財政的なことをあまり考慮せずに、このとおりに行うことを前提として作った部分もありました。今回作成した資料2の内容は、平成27年度までは、今年度策定している過疎計画を反映し、より現実に近い数字になっております。ただ、過疎計画は平成27年度までの計画ですので、平成28年度以降は27年度と同額ということで試算いたしております。

「町債」の欄を見ていただきますと、投資的経費に連動して数字が落ちております。特に落ち方が大きいのは平成27年度以降です。この理由としましては、現在は合併特例債を使用して事業を行っているわけですが、これが平成26年度で期限が終わります。27年度以降、有利な起債といいますと本町の場合、過疎債・辺地債このようなものに限られてきます。交付税措置のない起債を使うと財政が破綻しますのでそういったことは考えられません。ですが、過疎債・辺地債には枠がございますので、一つの町が過疎債・辺地債を十数億単位で毎年借りるということは不可能に近いということを考えまして、借り入れ予定額を7億900万円で作成しております。

次に歳出ですが、大きく変わっているのは「公債費」「投資的経費」、若干変わっているのが「物件費」「補助費等」でございます。

「公債費」につきましては、起債の借り入れを抑えるということと、大きな繰上償還を行う計画に見直しました。こういったことで平成26年度を例にしますと「公債費」そのものは、改善前よりも大きく増えてはいますが、これは繰上償還を9億6800万円行う計画をたてた関係であります。その分、元利償還分は2億3500万円減少しております。要するに、平成22年度～25年度で行う予定である繰上償還の影響で、通常の償還は落ちるということになります。ですので、繰上償還を平成29年度まで行いますと、平成30年度は7億5500万円の元利償還の削減効果が得られます。次に「投資的経費」ですが、これは先ほど申し上げたとおりです。平成21年度の振興計画で作成していたものを、現在策定中の過疎計画によって見直したということでもあります。

「物件費」につきましては、内部経費はかなり厳しい所まで削減をしておりますが、さらに削減をしないと財政が成り立たないということで、「物件費」につきましてもシーリングを用いて減少させております。減少幅に波がありますのは、4年ごとに行われる町長選挙・町議選挙等の物件費を見越しているためです。「補助費等」につきましても、現在よりも削減した形で見直しを行わないと厳しいということでこのように作成しております。

歳入・歳出総額の差し引きを見ていただきますと、平成32年度で歳出が歳入を4億6400万円超過するという見込みになります。今までの積立金を少しずつ充当すれば、今の段階ではまだ赤字にはならないと見込んでおります。ただし、少なくとも5年後には再度見直さなくてはいけなくなるということで、ご了解をよろしくお願いいたします。

【議長】

それでは今の計画に関して質疑はありませんか。

【議長】

資料2の下段に「 数値は基金積立額を意味している」とありますが、この歳出は公債費

の中に入っているのですか。余った分をそのまま積み立てていくと考えればよいのですか。

【事務局】

はいそうです。

【議長】

「町債借入の制限」ということで平成27年度から32年度までは臨時財政対策債を除いて上限8億円だとありますが、15億円と8億円の差は臨時財政対策債と考えてよいのですか。

【事務局】

合併特例債です。

【議長】

普通の借入債ということですね。8億は辺地債や過疎債の分なのですか。

【事務局】

8億は辺地債・過疎債を想定した分です。

【議長】

収支計画を作成するにあたっては総事業を合わせた資料を作成すると思いますが、どの程度精度が高い資料になるのでしょうか。歳出・歳入どちらを基準にして作成するか難しいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

【事務局】

投資的経費につきましては、過疎計画を反映させて作成しております。ただ、公債費繰上償還につきましては、歳入・歳出それぞれで見込んだ額の差額をもって、基金に積み立てる分と繰上償還にまわす財源に用いるということです。合併算定替で増加した分は、一本算定に備えて繰上償還等の財源にまわしたいと思っております。

【議長】

人口減に伴って、交付税も減るし水道料金も上がると思いますが、そのような事について十分加味したうえで作っているのでしょうか。

【事務局】

交付税につきましては人口減を加味しております。ただ、その他の使用料・手数料については人口減までは加味しておりません。今の段階を基準として見込んでおります。ですので、人口が減少すれば当然使用料・手数料も減少という形になり、歳入がこれ以下に下がるということも想定されます。

【議長】

老人対策費は扶助費と補助費どちらになるのでしょうか。

【事務局】

補助金関係が主になりますので、扶助費よりも補助費等の方が多くなります。

【議長】

高齢化が進んでいきますと、高齢者に対する歳出も増えてくるのではないかと思うのですがどのようにお考えでしょうか。

【事務局】

介護が特別会計にまわった関係で、老人関係の措置費は多くはないです。介護施設への入所が増えておりますので、介護保険の会計に影響が出ております。

高齢化率は高くなっておりますが、高齢者の人口が減少傾向にあります。今年の1月現在で65歳以上の人口が7621名でしたが、11月には7529名に減っております。自然減がかなり進んできておりますので、率的に増えても総数は増えておりません。

【委員】

前回送付資料の基本方針6「定員管理と給与の適正化」についてですが、平成17年7月から職員の給料を10%カットしていたそうですが、組合との話し合いで平成22年3月末に終了しております。よって今年の4月から給料が元に戻ったわけです。合併特例である普通交付税が平成27年度から減額され、平成32年度以降はなくなります。そのために私の考えでは、平成28年度から31年度までを激変緩和期間として職員給を3%カットし、平成32年度以降は5%カットしていくことが、健全化の道に繋がるのではないかと考えております。平成22年度から32年度までの年間予算に対する人件費の比率は、平成23年度から28年度までは大体20%台ですが、29年度から30年度までは19%台、31年度が18%台、32年度は17%台と減額されております。地方自治体の人件費の割合は地方によって違いはあると思いますが、何%くらいが適正なのかお聞かせください。

【事務局】

財政力によって違いますので、人件費の妥当な割合というのはございません。

【議長】

類似団体の人件費の割合は大体把握しているのでしょうか。

【事務局】

通常、国家公務員を100としたラスパイレス指数で人件費を見るのですが、人件費率というのはその自治体の予算規模の大小で比率が変わりますので、比較する指標としては適正ではありません。ラスパイレス指数では全国的な比較が出来ます。

第2回時に、各財政指標等を含めた資料を配布しておりました。平成21年度は87%と県下で一番低い団体でありました。平成22年度は上がっていると思われませんが、他団体もそれ以上と想定され、町村では中以下になるものと思われれます。

【委員】

奈良尾小学校と岩瀬浦小学校が平成25年4月に合併する予定になっております。岩瀬浦小学校の地区の区長さん達にも集まっていただき、当初は奈良尾小学校校舎の耐震問題で話し合いをしていたのですが、合併がいいのではないかと岩瀬浦地区の方からの意見をいただいて、合併前提で取り組んでおります。その時に「高井旅に新校舎を建てるのなら、若松東小学校も入れたらどうか」という意見が出ました。5つの町が合併した状態ですが、やはり旧町の壁を感じます。奈良尾と若松の小学校が1つになるのも、その壁を壊す突破口になるのではないかと思います。

【事務局】

学校の統合問題は非常に難しく、保護者の理解を得られても地域の理解が得にくいということで、かなり時間を要する問題です。幸い、岩瀬浦小学校と奈良尾小学校については同じ旧町の範囲内だということや、中学校の近くに一緒に建設するというのもあって、比較的町民の理解が得られました。若松東小学校は旧若松町の区域になりまして、若松の事情を申し上げますと、若松小学校と中央小学校の統合の話が出ておりましたが、なかなか理解を得られないという事情がありまして、今回は奈良尾地区のみの統合という形になりましたので、ご理解いただきますようお願いします。

【委員】

資料8ページ「普通建設事業の抑制」で、財政の見直しで削減するのは公共事業の投資的経費となるのですが、建設関係者から見れば事業がほとんどなくなっていき、過疎化にもますます拍車がかかっていくのではないかと思います。投資的経費の中で普通建設事業というのがどのくらいの割合を占めているのか。そして計画は単純に削りやすい所から削っているようにしか見えないのです。人件費が削られ役場職員が減っていくなら、相当な人数が島から出て行くのではないかと建設事業に携わる方々も危惧しているようですが、どのようにお考えでしょうか。

【事務局】

投資的経費と普通建設事業の関係ですが、ほとんどが普通建設事業です。投資的経費の中には県営事業負担金や災害復旧といったものが入るのですが、災害復旧は見込めませんので、将来の見込みから外しました。約1億は事業費支弁の人件費も含まれているということでございます。普通建設事業の減額ですが、確かに合併後、財政危機のため投資的経費を抑えた結果、地方の経済が冷えきったという教訓はあります。ただ、合併特例債が27年度から使えなくなります。交付税措置のある有利な地方債となりますと、辺地債・過疎債しかなくなるということになります。この2つの地方債だけを使って事業を行おうとすると、当然枠がありますので、町が借りられる限度額が決まってきます。本町が建設事業を行うと借金をしなければいけません。地方債が借りられなくなるということは、それを充当する事業が出来なくなるということで、こういった資料の作成をしたということです。

【委員】

学校の統廃合や耐震といった事は平成26年度までに終わってしまうということでしょうか。

【事務局】

平成26年度までに終わる予定になっております。

【委員】

11月28日の長崎新聞で「島は人口減少に歯止めがかからない。公共事業も減り、農漁業は後継者不足や販売価格の低迷、燃油高にあえぐ。こうした中、各島々は交流人口の拡大に活路を見いだそうと懸命」とありますが、航路乗客数の増減推移は2005年度からすれば、本町は88.1%と厳しい状況で、将来的にも不安があります。

【事務局】

私共も一番懸念している問題です。合併特例債が現在は10年間となっていますが、最低5年間の延長に向けて要望するという話をしております。

【議長】

町の人口が減ると全てに影響が出ると思います。例えば、都会に出て定年退職された方をUターンで受け入れる政策は行っているのでしょうか。

【事務局】

まちづくり推進課で定年退職者に限らず、Uターン・Iターンといった取り組みを行っておりますが、1年に3～4人程度の結果となっています。

【委員】

資料6ページですが、平成32年度までに213名の方が退職するということですよ。人口増加を目指す策として、今の時期は就職難で人材が多いと思いますので、若い職員を増やして人材育成をすることが大切なのではないかと思います。それと、人事課を作る計画はないのでしょうか。

【事務局】

先ほどおっしゃったように、平成32年度までの定年退職者が213名います。ただ、現在総務課が定年制の延長の計画を進めています。以前作った定員適正化計画の中では、早期退職した3分の1程度は補充をするということだったのですが、現在のところ、新規採用者のほとんどが消防職等で、一般職については1～2名の採用となっております。

委員様のおっしゃることはよく分かっておりますが、平成28年度には400名体制を実現しなければならないという大前提の下でやっておりますので、現状では難しいということをご理解ください。人事課については、課の数もかなりありますし、今の総務課で支障は出ておりません。将来的には課を統合して効率化を図っていかなければならないと思いますので、人事課を作る計画は今のところございません。

【委員】

財政運営の適正化を進めていくだけでなく、どうすれば人口が増えるのかということも同時に考えていくべきではないでしょうか。

【事務局】

今考えられるのは、地場産業の振興に合わせて交流人口を増やすことだと思います。国民宿舎の改築にも踏み切った所でありまして、フェリーの建造費が国から交付されるということで運賃が2割ほど安くなります。そのような環境も整えながら、交流人口を増やしたいと思っております。

【委員】

“びっくあーす”はほとんど運賃が変わっていませんね。利用はどの程度なのでしょうか。

【事務局】

“びっくあーす”だけでなくその航路の利用者は、去年に比べて約1割増えております。

【委員】

商工会の方々から、「観光客がきても泊まらない」とよく聞きます。観光客が一度にたくさん来た時に、受け入れられる宿泊施設が整っていないのではないのでしょうか。

【事務局】

先日、修学旅行生が194名来られました。その時には旅館やホテルに分配して泊まってもらい、夕食は備蓄会館に各宿泊施設の女将さんに来てもらって、料理を持ち寄っていただきました。旅行会社と宿泊施設の協定ができる施設がないということですが、温泉荘はできるようにしておりますので、ツアー客を呼ぶように取り組んでいきたいと思っております。今回の指定管理者は全国で約350店舗のレストランを経営しており、色々なノウハウやネットワークを持っているとのことですので期待しております。

【議長】

ひとつおりの質疑も終わったようですので、意見交換に移りたいと思いますが、その前に事務局に答申書の作成方法について説明を求めます。

～事務局より答申書の作成方法について説明～

【議長】

今の説明について、何かご意見・ご質問はありませんか。
なければ意見交換を行いたいと思います。

【議長】

我々の答申は拘束力があるのでしょうか。組合の交渉に使うのでしょうか。

【事務局】

そうではありません。最大限意見を尊重して、それを基に大綱を作るということです。

【議長】

今までの委員会で、給与のラスパイレス指数は全国的に見れば低いですが、島内の給与水準と

しては高いのではないかという意見が多かったですよね。従って職員数を減らせば人口減に繋がるなら、全体の給与を下げて職員数を確保しないといけないという意見が出ております。「基本方針6 定員管理と給与の適正化」の審議においては、ワークシェアリングで職員削減のペースを落とし、同時に給料を下げることによって人件費トータルとしての削減が進められないかという意見が一番多かったようです。このことについて是非、答申に反映していただきたいと思っております。

【委員】

民間企業では給与削減か早期退職かを選ばせる手法をとっています。そのようなことをしていかないと人が増えてこないのではないかと思います。嘱託等で雇用するなどのアフターケアも充実しています。

【事務局】

人勤に準拠してきた経緯があったり、5年間給与カットに応じてくれた職員に対し、国の給与よりも高い人の現給を保障して支給している分を4年間で全てなくして格差をなくす、という約束をしていますので、実行できにくい面がございます。

【議長】

投資的経費がこれだけ減れば企業がますます衰退していくのではないかという意見が出ました。最大の義務的経費である人件費を落として投資的経費を増やすとか、若い人を採用していくといった意見も是非考えていただきたいと思っております。

【委員】

給与を10%戻したということには、納得していない町民は多いと思っております。10%程度のカットを続けていくべきではないでしょうか。

【委員】

私は会社を定年で辞めてから、嘱託として2年ほど勤めていました。給与を例えば1ヶ月10万円とし、その代わりに雇用保険・年金・ボーナスが保障されておりました。平成32年度は職員が344名に減るわけですよね。考え方を換え、給与は減っても雇用保険や年金は保障されてトータル的に全体額を減らさないようにして、定年退職者を再雇用した方がいいのではないかと思います。

【事務局】

退職時の給与の6～7割に落として雇用する再雇用制度がございますが、そうするのだったら新しく採用したほうがよいのではないかとということで、運用しておりません。定年退職を迎えても年金が全額受給できない職員については気の毒な感じもしておりますが、今の雇用情勢を考えると仕方がないということです。

【委員】

現状で考えたシミュレーションは、将来像を見据えて動いていかなければ、維持できなくなります。人口はどのようにして維持できるか、新しい職場作りはどうするのか、退職され

た方を再雇用してできる事業はないのか、交流人口を増やす具体的な方法等を考えていくべきだと思います。私は平成18年頃に、上五島で島外の小学生に対して理科・科学実験教室を週末に開講することはできないかと提案しました。定期的に動いていけば、退職者の再雇用もでき、交流人口も増えると思います。このような具体的な方法論を早く進めていかないと、職員の給与をカットしたとしてもなかなか理解は得られないと思います。ある程度のスピードで行革をやっていかないと無駄な経費がかかってしまいます。そのためにはリーダーシップを発揮しながらやらざるを得ないと思います。

【議長】

1月18日付の文書で事務局から意見を求められている4つの項目について、順にご意見をいただければと思います。1番目の「これまでの行財政改革の実績の評価」について、何かご意見はありませんか。

【委員】

1つ目として、本町の行財政改革については、簡素にして公平かつ効率的な行財政運営を目指した行財政改革大綱が示されており、その施策の実現に取り組んだ結果、財政効果額として約152億7000万円の成果を生むことが出来たことは、策定された改革大綱が、適切かつ実現可能なものであったと実証されていると思います。二つ目に、成果をあげた要因の一つとして、町民の理解と協力が挙げられると思います。町民は財政危機の実態をよく理解し、痛みを分かち合う気概を持って財政再建に協力しています。特に町職員の給与減額は、生活に直結する強い痛みであり、相当な覚悟と意識改革によるものであったと信じております。

三つ目の改革の実施については、その進捗状況を毎回評価し、反省して問題点を見い出して改善をする努力がなされてきたことが読み取れ、最善な方策であったと思います。四つ目にこれまでの行財政改革の実績は高く評価されるものと思いますが、町財政は依然として厳しい状況にあると思いますので、更なる努力が望まれます。特に、実績評価からみて、財政の適正化・事務事業の整理合理化等・町民との協働といった、それぞれの難問がまだ残されていると思います。計画通りの実現に向けて検討されることが望まれると思います。

2つ目として「これまで取り組んだ項目でさらに力を入れる必要がある項目は何か」ということですが、これは財政運営の適正化・人材育成・事務事業の整理合理化等・町民との協働だと思います。

3つ目「追加すべき取り組み項目」ですが、特にございません。

4つ目「基本理念・基本方針を前回大綱と同じにすることについてどう思うか」とのことですが、本町の行財政改革大綱は正道であったと思います。この度の実績からみても適切で実現可能であったと言えます。そのまま踏襲していき、更なる努力をすべきだと思います。

【委員】

何回かこの委員会に参加しましたが、専門用語や金額の大きさに実感が湧かない部分が非常に多く意見が出せませんでした。今回もあまり意見は出せませんが、項目については先ほどの意見と同感です。

職員の給与が1番大きな問題とされていますが、私が公務員だった頃は民間の初任給が高かった時代で、公務員の給与の低さを笑われたこともありました。その頃、民間の景気のい

い方々は誰一人として私達の生活を考えてくれる人はいませんでした。今このような時代になって民間が苦しくなると、集中的に公務員が的にされ、責められますが私はそうは思いません。

補助金の問題ですが、本当に必要とされる補助金と、無理に条件を揃えて補助金をもらおうとしている所があるのではないかと思います。少くくは支出を削減できる所があるのではないかと思います。

【議長】

ここで、いったん休憩とし、再開後に意見交換を続けたいと思います。14時45分に再開いたします。

～ 休憩 ～

【議長】

それでは再開し、引き続き意見交換を行います。

【委員】

3つ目「追加すべき取り組み項目」についてです。尖閣諸島問題や中国・ロシアの北方領土問題がありました。そのような中で、10月23日に対馬で県主催の「国境離島・外洋離島フォーラム」という、離島の重要性や今後の離島の発展について話し合う会が開かれました。このような取り組みを新たに取り入れ、新上五島町だけではなく、五島市・壱岐市・対馬市とも協調して、島の役割を国に積極的に働きかけることが大切だと思います。そのためには、島民が安定した生活をしないと島は離れていくと思いますので、大綱に取り入れられないかと思います。

【委員】

実績については評価できると思います。

2つ目の「更に力を入れる必要がある項目は何か」については、基本方針6と7を詰めていく必要があると思います。これまでの審議における主な意見として出ていましたので、取り組んでいただければと思います。

【委員】

「みっか」というホームページの「してみっか」というコミュニティに参加しているのですが、そこでいろいろな人と知り合い、オフ会を開いたりして若い人との交流もあって、島内はもちろん、島外の方とも情報交換をしています。しかし、年々尻すぼみしています。どのようなことが「みっか」の中で行われているのかということ、できるだけ多くの方に見ていただきたいと思っております。津和崎に歌ができたということで、いろえんぴつの家の歌も作ってもらいました。「みっか」に入っている方々からいろいろな意見をいただいて、私は本当に「みっか」に入っただけよかったと思えました。「みっか」の中には旧5カ町の粋がなく、とても仲がいいのです。島に住んでいる人が「あそこと一緒にたくな」とか考えること自体がおかしいのではないかと思います。よく「小値賀がおもしろいから入らないか」と誘われるので、どうしてだろうと思っていたのですが、町民がまとまっているからだと思

います。財政的なことももちろん大切ですが、そこに住んでいる人が島を大切にしないといけないと思います。

【委員】

2つ目については、基本方針4と6だと思えます。
4つ目は現状のままでよいと思えます。

【委員】

1つ目は高く評価させていただきたいと思えます。
2つ目は先ほどの意見と同じ意見です。
4つ目は特に変える必要はないと思えます。ただ、「島に住む子供達に明るい未来を残す」という表現を入れていただきたいと思います。

【委員】

2つ目については、基本方針4・6・7に力を入れていただきたいと思います。
遊休資産は町のホームページに掲載されていると思うのですが、もっと公にしていだけないかなと思えます。今後、高齢化が進んでいき、特別会計の中の福祉関係の負担が増えていくだろうと思えますので、このことも入れていただければと思えます。

【委員】

基本方針1～5までは問題ないと思えます。6については先ほど申し上げたとおりです。基本方針7「町民との協働に向けた環境づくり」については、私が合併委員をしていた関係で責任がありますので、ぜひ進めたいと考えております。岩瀬浦・福見・奈良尾・浜串・中山でグランドゴルフをしております。毎週土曜日に岩瀬浦小学校のグラウンドを借りて行っております。まちづくり推進委員会を設けて、地域を何箇所かまとめて進めていきたいと思っております。

【議長】

基本方針7ですが、自治会を複数まとめるのが理想ですが、なかなかできにくいと思えます。小さく作るのが町民との協働に一番合うのではないかとと思えます。

ここからは自由なご意見をお願いします。

【委員】

駐在員制度についてですが、駐在員数が多いと思えます。昔からの地区で駐在員を置いていますそのままでいいのでしょうか。必要な所もあるかもしれませんが、削減等の見直しは考えていないのでしょうか。

【事務局】

これから人口が減り、世帯数が減るということであれば見直しの必要性も出てくると思えます。特に奈良尾地区では同じ集落内に2つありますので、まとめた方がいいのではという意見もございます。地域の方々も望んでいる意見が多いようです。各地区の実情を見て取り

組みを進めていきたいと思っております。

【委員】

学校の統廃合と同じように、ある程度のまとまった人数の中で生活したほうが町民のためになると思います。

【議長】

合併前の方がよかったという意見をよく聞きます。国や町の財政を分かっていないと思いますので、財政の厳しさを町民に知らせるべきだと思います。そのためにも、基本方針7「町民との協働に向けた環境づくり」に力を入れていかなければいけないと思います。

【委員】

私もよく町民からの不満を耳にします。私達は事情を知っていますので「しょうがない」と思いますが、町民は理解していないと思いますので、これからも機会あるごとに知らせていただくと、町民も分かって協力が望めるのではないかと思います。

町民との協働についてですが、2～3年前に小学校単位で5集落が集まり、話し合いをしました。聞いていて良い話し合いだと思いましたが、その後3年間は全く何もありませんでした。協働はやり方によっては上手く機能していくのではないかと感じておりました。何をすればいいのかという方向性がかめないといけませんので、町の方でモデル的なものを考えていただければ上手くいくのではないかと思います。

【事務局】

その件につきましては、12月5日にモデル地区の実例をあげた講演会がありますので、是非ご出席ください。そして、今年度中に5地区をモデル地区として立ち上げて、その動きを参考にして広がっていけばと思います。

【委員】

今年8月に、県庁舎建設の意見交換会を各地区回って実施されたと聞きました。地域との意見交換を、町の方から働きかけていただくと良いのではないかと思います。

【議長】

県は知事が住民の方と会議をしています。新上五島町も行っているのでしょうか。

【事務局】

合併当初に約50集落と行ったのですが、町長の日程の都合で半年もかかりました。今後行う時は小さい集落ではなく、小学校区単位等で行えば実現可能だと思います。

【委員】

以前は地域懇談会をよくやっていましたが、今後も必要なのではないのでしょうか。

【事務局】

旧町ごとに分かれて行えば可能だと思いますので、今後計画していきたいと思っております。

【委員】

いろえんぴつの家には各旧町から集まっていますが、旧町にこだわっていません。現在カレンダーを販売していますが、地区によって協力の温度差があります。中には一人で何万円も売ってくる方がいらっしゃいます。カレンダーに「信頼」という言葉が載っていて、この言葉は本当に素晴らしい言葉だなと感じました。

【議長】

大体、ご意見も出尽くしたようでございます。

今回いただいたご意見で、答申の中で反映できるものにつきましては反映いたします。

最後に、次回の日程について、事務局からご説明願います。

【事務局】

前回の委員会でお知らせしておりましたとおり、最終の第6回は12月24日（金）に開催いたします。会場は役場3階の会議室となります。

ここで、皆様方にご提案なのですが、第6回は最終日であり、かつ、委員会の意見を答申書として町長へ提出していただく必要があります。

そこで、会議の開催を午前10時から12時までとし、会議における意見を答申書へ反映させる作業を12時から13時までの間に事務局で行い、修正後の答申書の確認を出口会長と田村会長代理にお願いしたいと考えております。そして、お二人には13時から答申書を町長へお願いできればと考えておりますが、いかがでしょうか。

この場合、委員の皆様は12時の会議終了時点でお帰りいただいてけっこうですが、出口会長と田村会長代理には、お忙しいところ誠に恐れ入りますが、13時30分頃まで残っていただくこととなります。

【議長】

ただ今の事務局の提案について、皆様におはかりします。

委員会は10時から12時までとし、会議中の意見に基づく調整及び町長への答申書の提出を私と田村会長代理に御一任いただくとのことですが、いかがでしょうか。

～ 異議なしの声～

それでは次回第6回委員会の開催は12月24日とし、会議は10時から12時まで、その後の答申書の提出までを私と田村会長代理に御一任いただきたいと思います。

本日は皆さんお忙しい中、貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。

これにて第5回の会議を閉会いたします。長時間のご審議お疲れ様でした。